

第21回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成18年11月2日(木) 14:00～15:58
2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、雨宮委員、上野委員、大河内委員、加藤委員、小町谷委員、東海委員、出塚委員、長岡委員、外園委員、山本委員

4. 議事次第：

- (1) 独立行政法人国立公文書館に関して
平成18年度上半期業務執行状況
平成19年度予算概要要求状況
- (2) 独立行政法人国民生活センターに関して
平成18年度上半期業務執行状況
平成19年度予算概要要求状況
- (3) 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構に関して
平成18年度上半期業務執行状況
平成19年度予算概要要求状況
- (4) 独立行政法人北方領土問題対策協会に関して
平成18年度上半期業務執行状況
平成19年度予算概要要求状況
- (5) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に関して
平成18年度上半期業務執行状況
平成19年度予算概要要求状況

5. 議 事：

大森委員長 それでは、ただいまから21回の評価委員会を開かせていただきます。

委員会令第6条の定足数の要件を満たしておりますので、有効に成立しております。 それでは、早速議事に入らせていただきます。最初に国立公文書館の菊池館長からごあいさつの上、今年度の上半期の業務執行状況について、そして19年度の概算要求につきまして御説明をいただきます。 それでは、館長よろしく申し上げます。

菊池国立公文書館長 独立行政法人国立公文書館長の菊池でございます。平素からいろいろ御指導を賜りましてありがとうございます。大変時間も限られているようでございますので、簡単に申し上げます。

今年度は、私ども独立行政法人になりましてから第2期目の中期目標期間、第2年度目ということでございます。過去5年の経験を踏まえまして、業務そのものについてはおおむね順調に進んでいると考えております。

この中で、具体的な進捗状況についてはかいつまんで後ほど御説明いたしますが、今年度、特に御報告申し上げるべき点といたしましては、5月末に国際公文書館協議会、ICAの執行委員会を東京で開催することになりました。

また、先般でございますが、同じくICAの教育訓練の関係の部会でございますSAEという会合、これがアジア・太平洋地区、事実上世界中ですが、その集会を東京で日本アーカイブス学会等が中心になってやりました際に、我が公文書館もその実行委員会のメンバーとして大きく参画してその開催に力を添えたということでございます。

それから、今日次長が同席しておりますが、私どものところに付設されておりますアジア歴史資料センターが開設5周年目になりまして、今年ちょうどシステムの更新期でございましたが、更新を10月10日に完了することができまして、今は新しいシステムで稼働しております。

それから、それとの関連で言いますと、私ども国立公文書館アジア歴史資料センターは言うまでもないことですが、国立情報学研究所等とも横断検索ができるようにシステムが変えられました。昨年オープンしまして、岡山県の行政記録館も私どものシステムと同一のものを採用しておりますから今は4つ、それからそれに関連いたしまして国立国会図書館の憲政資料室の資料等もすべて横断検索ができるようにということで、この輪を広げていきたいと思っております。

ということで、公文書館の動きというものも各方面との連携をとりながらやっていくということで、今日出席いたしておりますけれども、高山理事を中心といたしましてアーカイブス関係団体との連絡協議会というものを正式に発足させようということで、今そのための根回しをしております。ここにおられます日本歴史学協会の外圍委員長もそうでございますけれども、企業資料、それから日本画像情報マネジメント協会、JIMA、日本アーカイブス学会、記録管理学会、こういうようなアーカイブスの関係の団体と力を合わせて情報を交換しながら日本のアーカイブス文化というものの底上げを図っていきたいということで今、取り組んでいるところでございます。今後とも引き続きよろしく御審議願います。

小河国立公文書館次長 それでは引き続き、平成18年度上半期の業務執行状況について御説明申し上げます。資料1をごらんいただきたいと思います。全部で14ページの大部なものでございますので、そのエッセンスを御紹介しながら御説明申し上げたいと思います。まず1ページ目で、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」の下の方でございますが、「業務・システム最適化計画」を策定するための措置」ということで、昨年度に業務・システムに関して現行体系の整理を行いました。この結果を踏まえて、業務・システムの主要課題と解決策を整理して見直し方針として取りまとめた上で2ページ目の方に入りますが、パブリックコメントを実施いたしました。

このパブコメの結果、特に修正を要する意見等はなかったことから、原案のまま決定し、ホームページに公表しました。今後は、この決まった見直し方針に基づきまして最適化計

画案を策定した上、再度パブリックコメントを実施することといたしておりますが、本日、館としての最適化計画についてパブリックコメントを実施する予定でございます。年度内の早いうちに業務システム最適化計画を決定し、公表することといたしております。

2番が「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」で、(1)の冒頭でございます。「体制整備の検討」ということで、今年度より理事の常勤化を図りました。また、10月1日付で専門職員を1名採用いたしました。

次に(2)の公文書等の受入れ、保存等の措置でございます。受入れのための措置については3ページ目の中ほどでございますが、平成17年度移管計画に基づきまして関係行政機関と整理の上、上半期に公文書等を約2万1,000冊受け入れました。また、個人情報保護を踏まえた利用規則の改正ということで、本人情報の開示という観点から利用規則を改正しまして7月1日に施行いたしました。また、移管元省庁の意見等を整理し、現行の公開基準の問題点、課題等について検討中でございます。

次に「保存のための適切な措置」でございますが、4ページ目に入らせていただきます。この6月まで開かれておりました内閣府においての懇談会報告の提言中、直ちに取り組みを開始すべきとされた事項について、内閣府と一体となって電子媒体の公文書等の最適な保存媒体と管理方策について検討中でございます。また、継続的な取り組みが必要とされた事項に関しましては基礎的な調査研究に着手いたしております。

の「一般の利用に供するための適切な措置」につきましては、先ほど申し上げました受け入れた約2万1,000冊について、平成18年度に公開するよう、その目録を作成中でございます。

次に展示会でございます。4月に開かれまして春の特別展、「大名」、その著書と文化につきましては約7,500名の入場者を数えました。また、10月に開かれまして秋の特別展、「明治宰相列伝」については6,800名余の入場をいただきました。また、その他夏の企画展、常設展も開催いたしております。

次に、5ページ目の二でございます。一般の利用に供するため、保存状態の悪いものにつきましては計画的にマイクロフィルム化を実施いたしております。つくば分館については今年度51万8,000コマ、本館については50万コマを計画的に作成中でございます。

次に6ページでございます。中ほどの「デジタルアーカイブ化の推進」でございます。昨年4月より運用開始いたしましたデジタルアーカイブにつきましては、現在約293万画像を提供中でございます。本年度中として約58万コマのデジタル画像を作成中でございます。

また、デジタル・ギャラリーにつきましては現在375点のデジタル画像を提供中ですが、今年度分といたしましては約150点のデジタル画像を現在作成中でございます。今年度中にアップする予定でございます。

次に、保存利用に関する研修その他の措置でございます。7ページにまいります。イの

「保存利用機関等の職員を対象とした研修」につきましては、9月に公文書館等職員研修会については受講者55名、それから公文書館専門職員養成課程については既に前期が終了いたしております。現在9名が受講中ございまして、来週の11月6日から後期を開始することとしております。また、公文書館実務担当者研究会については来年1月の3日間を予定いたしております。

次に、「国の文書管理担当者等を対象とした研修」については公文書保存管理講習会で42名の受講を受けまして、既に実施しております3つの研修会によって受講者は106名を数えております。また、館内に「公文書館制度を支える人材養成のためのPT」を設置いたしまして、人材養成の具体的な方策を検討いたしております、これについても18年度の専門職員養成課程について種々の変更を加えております。

次に8ページにまいります。中ほどの八で、平成18年度全国公文書館長会議を5月26日に東京で開催いたしました。昨年に引き続き館長より、平成の大合併時における公文書の保存の適正化について、地方公共団体の公文書館等の主体的な取り組みの強化について再度要請いたしました。また、その後、市町村合併時における公文書等の保存の適正化について、館より総務省の大臣官房総括審議官へ要請し、総括審議官の方からは各都道府県知事に6月29日に適切な保存に関する一層の推進について通知を行っております。昨年に引き続き行っておるものでございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。中ほどの下の「利用者の利便性向上のための所在情報の提供」でございますが、国立公文書館及び宮内庁書陵部等、5機関の所蔵資料の紹介をホームページ上で行う「歴史公文書探求サイト「ぶん蔵」」を作成いたしまして、7月3日に既に公開いたしております。そのコンテンツの充実に現在努めておるところでございます。

次に「国際的な公文書館活動への参加・貢献」につきましては、先ほど館長より御説明申し上げました、5月にICAの執行委員会を開催いたしました。その際、執行委員会のメンバーを講師といたします記念講演会を開いております。

また、10ページの方にまいっておりますが、来年ICAの東アジア地域支部、EAST ICAの総会を日本で開催するための準備グループを立ち上げました。また、EAST ICAに関連いたしましては、本年の8月にウランバートルで開かれましたEAST ICAの理事会及びセミナーに理事等を派遣いたしまして我が国の実情を紹介するとともに、各公文書館関係者との交流を促進いたしました。

次に、11ページにまいります。アジア歴史資料センターの関係でございます。中ほどの下の「アジア歴史資料データベースの構築」のii)のところでございます。平成17年度受入れ分の270万コマを8月までに既にすべて公開いたしております。その結果、累計といたしまして1,270万コマをアップいたしております。

次に12ページでございます。アジア歴史資料センターにつきましては開設後5年がたったので新システムに移行するというところで、今年4月に新システムの入札及び開札を行

い、9月16日には新システム導入作業を開始いたしまして、10月10日には新システムを運用開始いたしております。

それから、「アジア歴史資料センターの広報」の関係でございますが、ii)でございます。既に開設いたしておりますインターネット特別展、『日米交渉展』については年表に日付表示機能を追加いたしました。また、今年末に開設を予定しております「写真週報」の特別展についての準備作業を既に進めております。その他、アジア歴史資料センターについてはごらんいただければと思います。

最後に14ページでございますが、「その他内閣府令で定める業務運営に関する事項」については、人事に関する事項ということで館主催の研修に館の職員15名が参加しております。簡単でございますが、以上でございます。

村松国立公文書館総務課長 それでは、引き続きまして国立公文書館の概算要求について説明をさせていただきます。総務課長の村松です。よろしくお願いいたします。資料2をごらんいただきたいと思います。

19年度概算要求では「事業費、管理費」につきましては前年度予算の2%を削減する一方で、新規あるいは拡充する経費といたしまして14.7%の増額要求をしております。その結果、運営費交付金の全体の総額では19億8,000万、対前年度比では1億1,000万、5.9%の増額要求になっております。

資料2の裏側をごらんいただきたいと思います。「増額経費の内訳」でございます。5つ項目が立っておりますが、まず1つ目の地方公文書館のデジタルアーカイブ化推進に向けた技術的支援を行うため4,300万、2つ目がEASTICA総会を来年東京で開催するための経費2,900万、3つ目は官房長官懇談会報告の提言を踏まえまして電子公文書等の評価選別に係る調査研究を行うため2,400万、4つ目は2つございますが、~~アジア~~歴史センター関係で、現在民間ビルに置かれておりますアジア歴史資料センターについて本館敷地内への移転の可能性を検討するための経費として1,900万、2つ目は~~アジア~~歴史センター資料を中高生にももっと利用してもらおうということでモデル資料のパッケージ開発などを行います利用拡大技法研究開発経費3,800万、更に5点目はLANシステムの更新の経費4,300万、合わせて1億9,000万円の新規要求となっているところで。

以上でございますが、財務当局への折衝の過程では大変厳しい状況ということになっておりまして、是非先生方の御支援を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。要するに、上半期の執行状況は計画に即して順調に行われているという御報告だったのでしょうか。何か御質問等はございますか。

よろしければ、以上とさせていただきます。引き続き頑張ってくださいと思います。

(国立公文書館関係者退室・国民生活センター関係者入室)

大森委員長 国民生活センターの糠谷理事長からごあいさつをいただいた後、状況報告と概算要求について御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

糠谷国民生活センター理事長 国民生活センターの理事長でございます。上半期の状況は後ほど田口理事の方から御説明申し上げますが、私からは上半期の特徴的な国民生活センターの活動として2点申し上げたいと思います。

1つは、最近製品の安全・品質絡みの事故が多発をしております。パロマの湯沸かし機の問題、あるいはシュレッダーの問題ですが、シュレッダーにつきましては事故品の現品を国民生活センターで取り寄せて商品テスト等を行って情報提供をしたところでございますけれども、関係省庁で事故情報の共有化を図りたいということがございまして、国民生活センターも被害情報室というものをつくりまして、適時適切に関係省庁に事故情報を提供するというところを始めたところでございます。

それからもう一つは、私どものいわゆるP I O - N E T、消費生活相談情報でございますけれども、事故情報とも関係をいたしますが、年間130万件に及ぶ貴重な情報でございますので、関係省庁で情報の共有化を図りたいという声が上がってまいりまして、どういう形での共有化がいいか、今、国民生活局で研究会をつくっていただいて検討を始めたところでございます。

以上、2点、重要なところで御報告を申し上げます。

田口国民生活センター理事 国民生活センター理事の田口でございます。それでは、当センターの上期の業務執行状況について御説明をさせていただきます。横長の資料をごらんいただきたいと思っております。表の右側に今年度上半期の業務執行状況を整理しておりますので、かいつまんで御報告申し上げます。

1の業務運営の効率化に関しましては(1)の一般管理費の効率化に努めておりますが、特に人件費削減の点で右側の2つ目のポツにございますように、役員については俸給の7%引下げ、また職員については5.5%の俸給引下げ等を実施したところでございます。

2は業務ごとの目標に対応した実施状況でございますが、(1)の「消費生活情報の収集」に関しましてはP I O - N E T、全国消費生活情報ネットワークシステムの見直しに向けました準備でありますとか、一番下にございます各地消費生活センターに設置されたP I O - N E T端末の更新を行ったところでございます。

2ページをごらんいただきたいと思っております。左側の一番上に消費生活相談カード直接作成システムとございますが、P I O - N E Tへ入力する消費生活相談情報は昨年度から各消費生活センターの相談員が直接入力する仕組みに切り換えたところでございます。このシステムを安定的に運用するために、右側の欄にございますように問合せ相談窓口でありますとか電子掲示板の運用などによりましてサポート体制を強化したところでございます。それから、の「消費者トラブルメール箱」は一般の消費者からメールでいろいろなトラブル情報を寄せてもらうものでございますが、その収集件数は上期で4,214件ということで目標を大幅に上回っているところでございます。また、その集計結果及びトラブル概要につきましては四半期ごとに公表しているところでございます。

(2)の「国民への情報提供」に関しましては、「報道機関等を通じた情報提供」の面

で年度内に 20 テーマ以上提供するという目標を設定しておりますが、今年度上期は右側の欄に列記しております 10 テーマによる情報提供を実施したところでございます。続きまして 3 ページでございますが、「出版物、テレビ、ホームページ等による情報提供」です。これらにつきましては、年度計画に沿いまして消費者の関心の高い情報の提供に努めているところでございます。

おめくりいただきまして 4 ページに移っていただきまして「(3) 苦情相談」につきまして、弁護士による法律相談、一級建築士による住宅相談、自動車の専門家による自動車相談などといった高度専門的な相談の充実を図っているところでございます。

また、の「個人情報の取扱いに関する苦情相談」に関しましては右側の 1 番目のポツにございますように、本年 6 月より内閣府の個人情報保護相談データベースとの統合によりまして、各窓口で受け付けた相談情報の統一的な検索集計を可能としたところでございます。

それから、の「地方センターの苦情相談処理への支援」の面でございますが、地方のセンターの相談処理に役立つ情報を掲載した「消費生活相談緊急情報」、いわゆるマル救と言われておりますが、各地センターで大変活用されている資料でございます。これを毎月の計 6 回、それから製品事故に関する情報を掲載いたしました「製品関連事故情報」につきましては隔月で計 3 回発行し、各地の消費生活センターに配布したところでございます。

それから 5 ページでございますが、最初のポツは当センターが直接受け付けます直接相談と、各地センターからの経由相談の比率についてでございます。直接相談を段階的に縮小いたしまして、各センターが単独では解決が難しい、いわゆる経由相談にシフトしていくという方針でございますが、今年度上期におきましてはこの経由相談を 1,931 件受け付けたということで、全相談に占める比率 46.4%でございます。ほぼ年度計画どおりの状況となっております。

「消費者苦情処理専門委員会」ですが、これは都道府県の苦情処理委員会でありまして、地方のセンター等の苦情処理の推進に役立てるために、トラブルの中で処理が大変難しい案件について専門家に解決の方向を示していただくものでございます。小委員会のさらなる活用などによって、年度内に 4 件以上の情報提供を行うという年度計画に対しまして、上期では小委員会を 2 回開催いたしまして 2 件の情報提供を実施したところでございます。

それから「(4) 関係機関への情報提供」についてでございますが、の地方センターへの情報提供を積極的に進めておりますほか、下の方の にございますように、行政機関からの P I O - N E T 情報に関する情報提供依頼に積極的に対応するという一方で、今年度上期では行政機関等からの依頼にこたえまして計 1,705 件の情報を提供いたしまして、例えば特定商取引法などによる行法処分等に生かされているところでございます。

また、先ほど理事長から申しあげました製品事故に関する情報提供機能を一層高めるために、P I O - N E T で収集されました死亡事故、重篤事故の情報については、内閣府を

通じて直ちに関係省庁への情報提供を行うということによりまして、事故情報の速やかな共有を図り、事故の未然防止、拡大防止に役立っているところでございます。

6ページでございますが、法令に基づく裁判所、警察、弁護士会からの紹介には適切に対応しているところでございまして、その件数はここにありとおりでございます。

それから、の「消費者団体、事業者団体、NPO等との情報交換」につきましては計画に沿って着実に実施しているところでございます。

(5)の「研修」につきましては、地方公共団体の職員でありますとか消費生活相談員の方々を対象として各地の研修を計画に沿って実施しているところでございます。

6ページから7ページにかけて書いてございまして、7ページでは更に企業の消費者対応部門の職員等を対象とする研修、あるいは地域における消費者活動を実際に行っている方々等も含めまして研修を実施しているところでございます。左側の5つ目のポツにございますように研修コースごとに受講者に対するアンケート調査を実施し、受講者から5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得るという目標を立てておりますが、その右側の欄にございますように、今年度上期に実施しました研修におきましても各研修の受講生に対するアンケート調査を実施いたしまして、満足度の評価は4.2ないし5.0ということで平均4.7をいただいたところでございます。

「(6)商品テスト」につきましては、の製品事故等の「原因究明テスト」と、次のページのの「問題提起型テスト」などがございます。

「原因究明テスト」につきまして8ページの最初のポツにございますように、テスト実施件数は年度内で45点以上とするという計画を立てておりますが、今年度上期におきましては25件の原因究明テストを実施したところでございます。

それから、の「問題提起型テスト」につきましては、年度内で12件以上という計画に対しまして今年度上期は8件のテストを実施いたしました。その内容はからに掲げておりますが、製品事故、特にシュレッダーによる痛ましい事故を受けまして、のシュレッダーの安全性に関わる情報、指切断などの事故を防ぐためにということで、去る9月15日にテスト結果を公表したところでございます。

続きまして9ページでございますが、「(7)調査研究」の面では右側の欄にございますようなテーマで調査研究を進めているところでございます。

以下、3から6につきましては予算等の関係でございますので特に申し上げる点はありません。

それから10ページの7のその他でございますが、まず(1)の「施設・設備に関する計画」といたしまして東京事務所耐震改修工事を今年度以降3か年計画で実施することとしております。現在、基本設計について関東地方整備局と調整を進めているところでございます。

それから、(2)の「人事に関する計画」につきましては、常勤職員の増加抑制に努めるとともに業績手当制度の本格運用を進めているところでございます。

以上、簡単ではございますが、今年度上半期の業務執行状況の説明とさせていただきます。

西村国民生活局消費者調整課長 国民生活局担当課長の西村です。資料4に沿いまして、国民生活センターの19年度の予算概況について申し上げます。

表の方ですけれども、運営費交付金、これは収入としまして2億5,000万円、18年度と同額を予定しております。あとは支出の方ですが、業務経費、一般管理費、人件費、合わせまして31億5,000万円という算定ルールに基づく数字を計上しております。したがって、差し引きしまして運営費交付金としましては29億円余ということになります。

裏の方にいきまして、収入が先ほど申し上げました運営費交付金、事業収入、そして施設整備費補助金、これは先ほど申し上げました品川東京事務所の耐震改修工事に要する費用です。ここでは19年度は約3億円を計上しております。合わせまして収入が約35億円という規模になっております。簡単ですが、以上です。

大森委員長 何か御質問等がございますか。どうぞ。

大河内委員 業務執行のところの5ページで、関係省庁に内閣府を通じて死亡事故や重篤事故の報告をされることをもう開始されているということなのですから、情報が入ってから提供するまでどのくらいの期間を置かれているのでしょうか。

田口理事 お答え申し上げます。まず各地の消費生活センターに相談が入ってから私も国民生活センターにP I O - N E Tに入ってまいります。その入力期間の短縮にはこれまで努力をしてきたところでございますが、この入力期間について一昨年度、平成16年度は76日ほどかかっておりましたが、17年度においては59日くらいに短縮をできています。直接入力システムに切り替えましたのでその効果が出ていますが、今後、更にその期間短縮に努めていかなければいけないと考えております。

そういう形でP I O - N E Tに入った情報につきましては、私どもの中でこの死亡重篤事故については早急に抽出をして、直ちに内閣府を通じて各省に情報が共有されるようにするというところで進めております。

大河内委員 ありがとうございます。そうすると、P I O - N E Tで上がってきたらそんなに間を置かずに情報提供がされるということですね。

田口理事 補足させていただきますと、こういう形で各省に提供するのは今年の秋からスタートしているわけですが、P I O - N E Tの情報全般については先ほど申し上げましたようにまだ60日近くかかっているわけですが、安全に関する情報というものは一刻も早くということで、この秋に全国のセンターとの会議におきましても早期に、特に死亡重篤のような事案については早期にP I O - N E Tに入れてください。特に死亡重篤については3日以内に報告するように、特段の御努力をいただきたいということでお願いしております。

大河内委員 ありがとうございます。

大森委員長 ほかにございますか。

それでは、以上にさせていただきます。ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひします。

(国民生活センター関係者退室・沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者入室)

大森委員長 それでは、沖縄科学技術研究基盤整備機構につきまして説明いただきたいと思ひます。本日プレナー理事長がお見えでございますので、ごあいさつをいただきます。

プレナー沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長 本日は、参加させていただきましたことを感謝いたします。前回の評価委員会の評価の際に、レポートの中で私どもの大学に関するプランニングを更に進めるようにという点が指摘されておりました。それに対して、私どもの対応を今回の中に入れさせていただいております。

コメントとしては以上でございます。もし具体的に何か御質問がございましたら、喜んでお答えしたいと思っております。

大森委員長 では、上半期の状況と、それから19年度概算要求について御説明いただいた後、何かあればということをお願いいたします。

三木沖縄科学技術研究基盤整備機構理事 私、沖縄科学技術機構の三木でございます。時間が限られておりますので、非常に聞き苦しい説明になるかと思ひますが、御容赦いただきたいと思ひます。合わせて、今ほどカラーの10枚程度のつづりを配らせていただいておりますので、これを補足に使わせていただきたいと思っております。

それでは、早速でございますが、資料5でございます。沖縄科学技術機構は昨年、御承知のように9月に発足しておまして、1年を経過したところでございます。したがって、今年度前半の報告と言いましても実は1年目の後半といったところがでございます。機構の当面の大きな仕事といたしましては、大学院大学の開学につながる研究活動と、それから大学をつくるに当たっての施設の建設という2つがございます。

まず「研究活動」が最初のパラグラフに書かれております。1ページから4ページを通してごらんいただきたいと思ひます。まず「研究活動」でございます。3ページをごらんいただきたいのでございますが、合わせて補足の6ページをごらんいただきたいと思ひます。このカラーの帯の部分でございます。大学院大学をつくる準備として研究活動を強化しております。特に新進教授クラスの国際級の研究者をリクルートする。これが基本でございます。このために、昨年の秋に公募をいたしまして順次研究の計画書の評価ですとか、あるいは推薦者の推薦状、そしてまた直接セミナーを開催いたしまして優れた研究員の選考を進めてまいりました。

右の6ページのカラーのところをごらんいただきますと、オレンジ、ブルー、オレンジとそれぞれ帯で人名のリストがございますけれども、このブルーのところまでの7名が昨年度いっぱいリクルートしておりました代表研究者、教授クラスの方々でございます。その下に7月に採用、そして10月に採用という2人でございますが、これを今年度採用いたしております。この後、年度末にかけて3人ほど採用する計画がございます。この方々は外国人でございまして、大学院大学の過半を外国人にしようということがございますが、

今度3人まいりますと5名が外国人になりますので、半分に近い姿になってまいりまして目標の達成に近付くということでございます。合わせまして研究員、ポスドクですね。それから技術者の確保に努めております。

この研究者たちの研究の期間が5年でございます。また、任期も5年でございます。任期末のところでは評価いたしまして、その研究を継続するのか、あるいはその研究者に更に5年の延長を認めるのかどうかということの評価をいたします。

1ページに戻っていただきまして、研究評価は第三者によるピアレビューでいたします。3年目の研究が終わる段階で評価委員会を構成いたしまして、4年目で本格的な評価をいたします。5年目の段階で最終的に研究のゴー・オア・ノーゴーということを決定するわけでございます。

1ページの右の方に書いてございますけれども、またカラーの方をごらんいただきますと、一番上の代表研究者の銅谷、そして4番目の柳田、この2人の先生が2004年4月に着任しております。3年が間もなく経過しようとしておりますので、今年度末に評価委員会を編成いたしまして、来年度には評価を行うという段取りになっております。

2ページでございますが、大学院大学がこれから取り組む新しい分野についてどうするのか。そのフィージビリティスタディを進めております。実際に可能な場合にはその内容、方向を検討するというので、専門ワークショップを開催してございます。今年度は霊長類の脳研究、そしてまた年度末にかけまして数理生物学のワークショップを開きまして、大学院大学の中身の充実に努めてまいり次第でございます。

6ページでございますけれども、研究活動の次の大きな柱が成果の普及ということでございます。プレナー理事長の強い御指示もありまして、普通は年度が始まって3か月とか半年過ぎてから年次報告書ができますが、私どもの場合は年度が改まったところで即つくりまして、今日お手元にお配りできておりませんが、こういう年度報告書をつくりまして関係先に配布してございます。それから、当然ながら研究者には国際集會に出ることや、論文投稿は強く奨励しているところでございます。

特に述べるべきことは6ページの真ん中に書いてございますけれども、アウトリーチ活動、特に広報活動を積極的にやるということでございまして、スーパーサイエンスハイスクールという文部科学省指定の高校を含め、地域の高等学校生にたくさん来てもらいまして、理事長自ら科学講演会をやりまして、またセミナー、実験の機会を与えまして、あるいはホームページの充実とか、アウトリーチ活動、広報活動に努めている次第でございます。

次の大きな研究活動の柱が「研究者養成活動」ということで、大学院大学を作っておりますので研究者を養成する教育を進めるということで、まだ教育機関ではございませんが、この講師を放つべく研究の中で教育をするということでございます。このために、他の大学も御協力をいただきまして協定を結びまして、連携大学院ということで学生さんを実質受け入れる、あるいは当機構の研究員を教授に任命していただくことを進めて

おります。昨年、奈良先端大学と協定を結び、今年度は琉球大学と結んでおります。今後、全国のさまざまな大学あるいは海外の機関とも結んでいく予定でございます。

それから、教育の一環といたしまして沖縄における科学技術の基盤を強め、また将来私どもに来ていただきたいような方をリクルートする意味も兼ねまして、国際的なワークショップを年間3、4回開いてございます。

6ページ、そしてカラーの方の7ページをごらんいただきますとポツが3つございますが、その下2つですね。一分子解析ですとか、あるいは神経科学コースといった国際ワークショップを沖縄で開いておりまして、後でごらんいただければわかりいただけますように、講師も学生さんのほとんども外国から来てもらっております。こういうものを年間3、4回開催してございまして、今年度末にも霊長類のワークショップなどを2、3やる予定でございます。

それから8ページでございますが、大学院大学の具体的な準備活動ということでございます。これは、実は昨年度の評価の中で唯一A B C DのBの評価をいただいてしまったものでございますが、発足間もなかったこともございまして大学院大学そのものの設立の準備活動が遅れぎみでございます。

今年度につきましては理事長とボード・オブ・ガバナーズ、運営委員会と相談いたしております。理事長自ら今年内には一つの大学院大学の在り方を示すたたき台をつくる予定でございます。また、大学院大学の在り方と同時に科学の方向について国際的な顧問グループをつくりまして、専門的な先生方に検討していただく場をつくるべく運営委員会をお願いしている次第でございます。まだ具体的な動きになってございませんが、年度内には何らかの活動がなされるものと私どもは確信しております。

次の9ページでございますが、合わせて別紙のカラーの方の同じく9ページをごらんいただきたいと思っております。教育研究と並んで大きな柱は施設整備でございます。昨年度キャンパスのマスタープランをつくり、基本設計を終えております。その後、今年度9月に入りまして、実際に建物の建設を前提とした実施設計に着手しております。カラーの絵がその敷地の様子でございますが、年度内に環境アセスメントあるいは開発の許可をいただきまして、年度内に敷地の造成を進めてまいります。非常に風光明媚なところでございますが、起伏の激しいところで開発は難しいわけでございますが、年度内には開発の造成に着手します。

その間に、土地の取得を進める必要があります。このカラーの絵でラボエリアとヴィレッジエリア、メインキャンパスのところがございますが、ラボエリアにつきましては村の方から現物出資をお願いするということで、内閣府に御協力いただきまして来週ごろには村議会の了解が得られるということで70ヘクタールの土地の予定がございますが、その大方は村からの現物出資ということで、来週恐らく村からの御了解が得られるものと思っております。

それから、湖がありますけれども、その下のヴィレッジエリア、この辺は民有地でござ

いまして、6月ごろから地域の連絡の場に行かせていただいて買収の準備を始めておりますが、大分買収の話も詰まっていまして5ヘクタールほどは年内に買収できる見込みでございます。そういうことを進めまして、年度内に何とか敷地の造成工事に着手したいということでございます。

長くなりまして恐縮でございます。最後のパラグラフが運営の効率化、経営の合理化ということでございます。これも1年しかたっておりませんので効率化というのはなかなかしようがなく説明が難しいのでございますが、私どもの機構は御案内のとおり理事長がいらっしゃって常勤理事1名でございますので、通常の法人にある理事会部長会がございませんで、左の真ん中にございますように業務運営委員会、MACO、あるいは研究者の代表者の委員会、COPPIというものがございまして、こういうところで経営の基本問題、あるいは科学の将来の構想についての検討をいたしております。順次月例でございますので、開催いたして合理的な経営になるように努めている次第でございます。

10ページの下の方でございますが、最終的には国際級の大学院大学にするということで、アメリカあるいは欧州の大学に比肩し得る情報システムあるいは組織づくりをする必要がございます。そういう意味で情報システムにつきましては統合業務システムと称しまして非常に合理的な使いやすい国際的な標準のものを入れる必要がございます。日本の会社とやっておりますと、日本語でございますとなかなか難しいのですが、今はまだサブシステム段階で苦労はしておりますが、速やかに統合システムとして効率的に使えるようなものにしていく必要があるということでございます。

最後が、11ページの上でございます。運営委員会、ボード・オブ・ガバナーズが私どもの機構には独法の特例として設けられております。機構の将来構想を検討いたしましたり、あるいは機構のオペレーションについて監視する役割を担っております。これにつきましては年2回ほど少なくとも開催するということになっておりまして、5月27日に今年度第1回を開いておりまして基本設計の承認などをいただいております。決まったのはつい先達てですので書いておりませんが、今年度第2回目は12月11日に開催することとなっております。当面の計画、予算などについて審議、検討をしていただけることになっている次第でございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

大森委員長 それでは、大筋の19年度の概算要求についても御説明をお願いいたします。

西澤沖縄振興局企画官 沖縄振興局の西澤と申しますが、来年度概算要求の内容について御説明します。

この沖縄の機構は、既存の独立行政法人と性格が若干異なるところがございます。というのは、これからまさに発展させていく必要があるという性格のものでございますので、一般的なルールについての御説明よりも来年度の概算要求としてこういったものを取り上げているかということについて御説明をしたいと思います。

来年度の概算要求は、運営費交付金は48億6,800万円、施設整備費補助金は44億9,900

万円を要求しております。その増額経費の主な内容といたしまして、機構は昨年9月1日に設立されたわけでございます。したがって、平年度化といいますが、12か月分の予算にする必要がございます、それに伴う当然増、それから現在はうるま市というところで県の施設を借用して研究活動を行っております。そして、平成21年度に恩納村の新しいキャンパスの方に移転していく予定でありますか、それまでの間は県の施設を借用しているということから、研究員の数を増やしていくということは物理的に難しい状況であります。そのために、客員研究員という形でできるだけ研究活動を活性化させていこうと考えております、それを新規に要求することとしております。

また、ワークショップを2回から3回に拡大する。サマースクールを新規に要求する。こういった教育についての実績と経験を蓄積して、将来の大学院大学の開設に向けていきたいと考えております。あとは、外国の状況の調査も考えております。

それから、先ほど三木理事の説明にもございましたが、造成工事に年明けに入っていく予定にしておりまして、来年度からはいよいよ新たな建物をつくっていく状況でございます。それに伴う施設整備のお金を新たに要求しているということでございます。以上です。

大森委員長 プレナー理事長は、18年度の計画の達成に向けまして大変精力的に御努力の御様子でございます。これは新しい大学院大学の設立でございますからいろいろ御苦労はあろうかと思えますけれども、どうぞ頑張ってくださいと思えます。

特段何か御質問がなければこの件は承ったということにいたしますけれども、よろしゅうございましょうか。

何か最後に理事長からお一言あればどうぞ。

プレナー理事長 外国人の研究者を増やしたということが今、報告されましたけれども、外国人研究者を招聘する場合にはプロセス全体に多分1年半ほど通常はかかります。何人かの研究者が年度末あるいは次年度に実際には到着することになります。したがって、どの年度に経費を計上しなければならないかということ予測するのがなかなか難しい状態でございます。外国から沖縄まで研究者が家族を連れて引っ越してこなければならぬ。子どもの学校その他のアメニティに対する考慮が必要になるという状態があります。

新しいグループをスタートするときには、初年度の経費は通常大きくなる傾向があります。したがって、長期的に平均化してみるということでないと、なかなかそれをしっかり特定するということが難しくなります。

ゼロからスタートしているということ、是非御考慮ください。まだ発展、あるいは開発の途上にあります。年間のプランで述べましたプログラム以上のものを実際には実現していると思えます。次年度には、大型のラボの設備が必要ではないというフィールドに移行していくこととなります。それはすなわち、数理的な科学の分野ということです。

それからしばらくは休止期というものがありますが、それは新しいスペースがいつ利用できるかということによって変わってまいります。したがって、採用の拡大というものスタートするのは2008年度の初めということになると思えます。新たなスペースが利用で

きるようになるのが、今のところ 2009 年の末近くという様子であるからです。それが、この整備機構の期待される寿命というものと一致するわけです。

大森委員長 ありがとうございます。私どもも今ブレナー理事長がおっしゃっていることはあらかじめある程度存じ上げていますので、その観点でディスカッションいたします。

ブレナー理事長 大学の計画について一言追加したいのですが、詳細なプランを進める前に決定しなければならないことが 2 つあります。

それは、法的なステータスが何になるかということ、だれがその支払いをするのかということ。それが何よりも早く注目されることが必要だと思いますし、私も今年度の後半と来年度の初めにそれに向かって努力するつもりです。

大森委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

(沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者退室)

(北方領土問題対策協会関係者入室)

大森委員長 北方領土問題対策協会につきましては上半期の業務執行状況と概算要求以外に見直しのことをございますので、前半はどうぞ簡潔に御説明いただきまして、見直しのことについても審議させていただきます。

では、理事長から簡単にごあいさつをお願いいたします。

井上北方領土問題対策協議会理事長 理事長の井上でございます。本日は、ただいま委員長からもお話がありましたように、北対協の事業の概況について説明するという機会をつくっていただきましてありがとうございました。

北対協の事業につきましては、直轄でやっている事業と支援事業と大きく 2 つに分かれますけれども、直轄の事業はビザなし交流とか、あるいは根室へ学校の先生や生徒、学生を集めて研修会を開くというようなことが中心になっていますので、どうしても夏の時期に偏っているということがあります。その意味で、今の時期は年度の半ばですけれども、直轄についてはほとんどが終わった。ひと区切りついたという感じでございます。

上半期の事業の概要につきましては、この後、事務局長から資料に基づいて御説明をさせていただきますと思いますが、その前に今年の事業を行って感じたことを 1、2 お話させていただきますと思います。それは、北方領土に住むロシア人の人たち、あるいは北方領土の現況ということについて、北対協の業務を評価していただく背景的な説明という位置付けで御説明をさせていただきますと思います。

ビザなし事業というものがあまして、北対協の事業の中でかなり大きなウェートを占めておりますけれども、私は今年色丹島へ 2 回、択捉島へ 1 回行きました。また、受入れとしましては佐賀県と鳥取県に 75 名ずつのロシア人を招いて、視察その他をさせていただきました。北対協の組織は大変労働力不足なので人使いが大変荒くて、こんな具合で何回も島に渡っているということでもあります。

そして、今回四島に行って一番印象の深かったことは、9 月に色丹島を訪れたときに、

9月に完成したばかりの新校舎に我々訪問団を案内してもらいまして、セディフというアナマの村長さんが、こう言いました。皆さんは、我々には到底できないと思っていたかもしれませんが、私たちの新校舎は予定どおり完成しました。今月の初めにここで入学式を行い、その式にはサハリンから知事が、モスクワから文部大臣が出席されたということ誇らしげに発言されていました。そして、次に皆さん方が色丹島に来るときには、今日のようにしけではなくて直接埠頭に着岸できると思いますし、道路も整備されて快適に島内を見ていただけるとと思いますという発言をされています。

ちょっと御説明が必要かと思いますが、色丹島は現在2,000人ぐらいの人口ですが、アナマと積丹という2つの村落があります。そして、アナマの学校の校舎は94年の地震で倒壊いたしました。その後、日本の人道支援で建てたプレハブ校舎で10年以上にわたって授業が行われていました。今回の新校舎は、そのプレハブ校舎の隣に建てられました。2階建てで、体育館を併設していろいろな研修施設がある大変立派な近代建設であります。色丹島の状況ですけれども、ソ連が91年に崩壊して以降、ほとんど中央からのお金が流れてきておりません。今回の新校舎がいわば十何年ぶりの初めての公共事業だと言われるのではないかと思います。したがって、新校舎は大変立派なものですが、その周辺には10年以上前の地震で倒壊したビルや施設ががれきのような状態で今でも放置されているというのが現状であります。

どうということかといいますと、91年の崩壊以来、中央政府からほとんど見捨てられたような気持ちでいたところに立派な校舎が建ったというのが先ほどの村長さんの発言の裏にあります。

択捉に行ったときにも同じようなことがございました。択捉はシャナというところが中心的な都市でありますけれども、そこに入るナイオカ湾というものがあります。これは、昨年までは沈んで放置された船が湾内のそこらじゅうにあり、なかなか入るのに大変なところだったのですが、今回行きましたら沈んだ船はほとんどきれいに排除されておりました。また、波よけだと思われませんが、取っ手らしきものができておりました。そして、埠頭に近いところもそれなりに整備されています。また、話を聞きますと、シャナの市内には50床を持つ病院が建設中であるということです。それから、電力、電気が島民あるいは島生活にとって大変重要でありますけれども、地熱発電所が稼働間近なところまで工事が進んでいるという話がありました。

更に、シャナに近いところに新空港の建設予定地が決まったというような話を聞きました。新空港につきましては、向こうの行政府の女性の幹部からこんな話があると言って話を聞かせてもらいました。テンネイというのは太平洋側でヒトカブアに近い方、シャナから見ると大変距離があって遠いところなんですけれども、テンネイの空港は飛び立つのには最高だけれども、着陸がだめなんだ。なぜならば、あの空港は日本軍がつくったものだからねという小話があるということを紹介してくれました。そのときはそんなものだと思って聞いていたわけですが、最近イワノフ国防省が全く同じ表現でその話をしているのを

報道で聞きました。

そういう意味でいきますと、これも先ほどの色丹と同じですけれども、中央政府に対する島民たちの関心といいますか、信頼が戻りつつあるということだろうと思います。これは、偶然出てきたものではない。もちろん石油その他によるソ連経済、ロシア経済の回復あるいは順調さというものが背景にあるわけですが、2年前からプーチン大統領は折を見て北方領土問題についての言及をしています。ここでは繰り返しませんけれども、2年前の11月、ちょうど2年前ですが、閣議の席でこの問題に言及しています。合わせて56年の日露共同宣言にも言及され、その後も時を見るごとに発言をしてきて、1年後の昨年11月に訪日をしてくるまでに大統領の発言はおおむねこんなふうになっております。

あの四島のロシアの主権というのは国際法上、正当なものである。なぜならば、それは第二次大戦の結果であるからだ。そして、56年宣言は南の2島を日本に引き渡すと書いてあるけれども、それは正当なロシアの主権下にあるものをいわば行為で引き渡すんだという理論であります。

プーチンはそういう発言を続けながら、発言だけではなくて昨年の春の早くから閣僚級の人間を随分たくさん四島に送っています。いろいろな人を送って、そういう中で先ほど言いました公共工事その他が進められてきたというわけであります。

更に、今年の9月には従来からあったクリル発展計画という反故になってしまった計画を抱き起こして、来年度から9か年で新しい計画に入る。そして、その計画の中においては179億ルーブル、今の概算で800億円弱を投入するということを決めました。しかも、この800億の8割は中央政府から直接日本で言う真水であります。そんなこともあって、四島の島民たちが先ほど御紹介したようなことになってきた。これは、この1年間のかなり顕著な変化だったと思います。

ただ、そうすると、それでは四島の島民たちは完全にロシア、モスクワ政府を信用しているか。必ずしもそうは言えないところもあるように思います。先ほどのセディフ村長ですけれども、新しい校舎は定員が200名なのですが、実際に今は90名しかおりません。なぜならば、10キロくらい離れている積丹というところの生徒をそこに連れてくることになっているわけですが、その途中の道路が大変悪いので通学ができないという状況です。

そこでセディフさんに、いつ積丹の子どもたちがこの学校に来られるようになるんでしょうと言ったら、クリル発展計画によればクリルの人口が倍増することになっているので、そうなれば積丹の生徒がこなくてもこの校舎はいっぱいになると彼は答えました。

これは9年間の計画です。9年間の計画後に倍になるという目標を立ててあるわけですが、恐らくセディフさんの答えはすぐ道路が舗装できるということを考えていないということだと思います。

それから、これはまた別途の観点ですけれども、8月に日本漁船の銃撃、そして死傷者が出るだ捕の事件がありました。あのことをきっかけにして、南クリルにコーアイさんという議長さんがおりますが、彼は事件が発生した翌日に私も含めましてビザなしの関係者

に書簡を送っております。それで何と言っているかといいますと、今回の形で死者が出たのはいかなることがあったにしても許されないことであります。この事件については今後、公平と公開の原則に基づいてロシア関係によって事実が解明されるべきでありましょう。そして、日露両政府によって再発防止策が確定されることが必要ですと言った後で、この不幸な事件によってこれまで我々の間に築かれている友好の関係が損なわれないように強く望みますと言っております。

この1、2年、四島のロシア人島民たちの意識はかなり大きく変わりつつあるということとは事実であります。けれども、それはこれまで築かれたような日本との関係を捨ててしまいたいということではなくて、何かもっといい方法がないかということで揺れ動いているというのが現状ではないかと思うわけであります。

今までビザなし交流は15年の歴史を持っていまして、このような形の交流を通していろいろな意味での役割を果たしてきたと思います。ただ、今、御紹介したような四島の現状、そして島民たちの意識の変化ということを見ますと、今のままでいいのかという議論は当然出てくると思いますし、別の観点から国内でもビザなしを見直すという意見が出てきております。こういう状況をもろもろ考えて、ビザなしを拡大の方向でいくのか、縮小の方向でいくのか、選択肢があると思いますけれども、私とすればこの地域の交流を密にすることがこの問題の解決について適当な方向ではないだろうかと思います。そういう意味でいきますと、今、内閣府が調査を要求していますビザなしの専用線なども改めて見直される必要があるのではないだろうかという気がしているところであります。

ただし、北対協としましては、見直しの結果、この前御紹介しましたように、定員を2名、10%縮減するということになっておりますので、ビザなしとの関係でいけば縮小という形で対処せざるを得ないのが現実でありまして、そういう意味ではこれからのビザなしはこの問題についての発展の中で少し寂しいところにあるかというのが実感であります。

ちょっと長くなりましたけれども、四島の現状について今年感じたところから御紹介いたしました。どうもありがとうございました。

大森委員長 では、引き続きお願いします。

宮本北方領土問題対策協議会事務局長 それでは、私の方から18年度の上半期の業務執行状況を配布資料7に基づいてポイントを絞って御説明いたしたいと思います。

まず1ページでございますけれども、第1の業務運営の効率化に関する目標といたしまして申し上げます。事務・事業の効率化を推進する体制を強化するため、昨年度計画に沿って、事務マニュアルの有効活用、ペーパーレス等の推進、また今年度からは毎週月曜日に開催しています幹部会とか事務連絡会に加えて、月1回役員全体による会議を定期的で開催して業務運営の効率化に努めております。

次に2ページを開いていただきたいと思いますが、2ページの冒頭の2で、国民に提供するサービスのその他の業務の質の向上に関する目標といたしまして、まず(1)とし

て「国民世論の啓発に関する事項」でございます。これは県民会議、北連協等が実施する事業への支援として啓発資材・資料の提供、講師派遣等の支援を、この表にありますとおりこれまで24回行っております。

次に4ページの(ウ)でございますが、これは本年度の新規事業でございます。北方領土問題の解決に向けての固い決意を内外に強く訴えるため、都道府県民会議の協力を得て県民会議統一行動事業として8月の強調月間中に各都道府県庁舎など延べ74か所に北方領土の返還を求める「啓発懸垂幕」等を一齐に掲出していただきました。2月の強調月間期間中も同様な掲出をお願いすることとしております。

次に、飛びまして9ページの でございますけれども、「青少年や教育関係者に対する啓発の実施」状況について申し上げます。まず北方少年交流であります。これは根室市庁管内に在住する元島民の3世の中学生を東京に招請して総理大臣、沖縄及び北方担当大臣等関係大臣を表敬訪問して早期解決を訴えました。

10ページ以降については「北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会」、それから「第6回北方領土問題ゼミナール」についての内容を記載させていただいております。これらの事業は、前年度に実施した際のアンケートを可能な範囲で考慮して開催しております。

それから、ちょっと飛びまして15ページの頭のところでございますけれども、「北方領土問題学生研究会」について申し上げます。この研究会は本年度、新規事業で学生等の視点から今後全国的な運動の取り組みについて協議していただくとともに、また学生等の自主的な活動を支援することによって後継者の育成強化及び返還運動の活性化を図るものであります。北方領土ゼミナールなどに参加した大学生の中でも、特に北方領土問題に対して意識の高い大学生を集めて第1回の会合を開催しました。この第1回会合では今年度、何を行うかについて議論をしていただきました。その結果、啓発活動のマニュアルの作成、これを具体的に申し上げますと、大学生が学園祭などでイベントを行う際の手引書をつくらうということでございます。そのほか、北方領土資格検定試験制度、これは仮称ではあります。これらの構築を検討しようではないかということがございました。当面、北方領土問題に関する問題集の作成を行うということとしているようでございます。

なお、第2回会合は来年2月に開催する予定にしております。

次に(イ)の教育者会議について申し上げます。学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的といたしまして、県民会議の指導による教育者会議設立に取り組んでおりますが、今年度、既に3件を含めてこれまで26件が設立され、それぞれ活動していただいております。

次に、16ページの の「北方四島との交流事業の実施」状況について申し上げます。平成4年度に開始されたこのビザなしによる北方四島交流事業は、これまで約1万4,000人が相互訪問しております。本年度は9月末現在において訪問、受入れともこの16ページ、17ページ以降に記載しておりますけれども、天候の影響により北海道推進委員会の択捉訪問が1日縮小されましたほか、ほぼ予定どおり実施されました。

その中で、17 ページに「[第 4 回](長期少人数)」と書いてあります。この長期少人数訪問事業でございますけれども、これは今年初めて施行したものでございます。これは、より深い北方四島の現状及び現島民の考え方を認識してもらうため、少人数によって長期の島内生活の体験や島民との密接、親密な会話、交流を図り、相互理解をより深めてもらうということで始めた事業であります。この事業訪問は後継者育成を念頭に置き、かつ長期滞在となることから、訪問団は大学生を中心といたしまして実施しました。

次に、22 ページで「(2) 北方領土問題等に関する調査研究」について申し上げます。まず、研究会については上半期において予定どおり 3 回実施いたしました。

次に、24 ページの「 国際シンポジウム」でございますけれども、今年度の国際シンポジウムは海外からバルト三国の一つであるエストニアから国際防衛研究所所長のカトリ・リーク氏、日本側から拓殖大学の木村汎教授、青山学院大学の袴田茂樹教授をパネラーとしてお招きし、11 月 6 日に甲府市において開催する予定にしております。

次に、(3) の元島民等に対する必要な支援等に申し上げます。主なものとして 26 ページの の元島民による自由訪問でございますけれども、今年度は 4 回計画し、若干の予定変更がございましたが、ほぼ予定どおり実施いたしました。

次に、27 ページの の北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の実施状況であります。まず融資内容等の周知や要望等の聴取を目的として融資説明会及び新規貸付、生前承継手続等について融資相談会をこれまで 10 地区で開催いたしました。

28 ページの「(ウ) 生前承継の促進」のところで書いてありますように、今年度 63 名の方々が生前承継の手続をしていただきました。

次に貸付決定、それからリスク管理債権の縮減みについて申し上げます。貸付決定としては 9 月末現在 6 億 1,800 万円となっております。管理債権の縮減方法といたしましては、電話や文書により督促、それから面談、実態調査、法的手段による不良債権の解消に努めております。18 年度 9 月末現在の残高が 1 億 2,925 万円となっております。昨年度より若干増加しておりますが、今後管理回収に努力していきたいと考えております。

次に 30 ページの「 4 . 短期借入金の限度額」の実績ですが、貸付業務勘定において限度額 14 億に対して貸付業務勘定で 6 億 5,000 万の借入れを行っております。

また、5 の「重要な財産の処分等に関する計画」は、基金 10 億円を北洋銀行等を始めとする 3 行に長期借入の担保として供しておるとというのが現状でございます。

以上、雑駁な御説明でありますけれども、業務執行状況についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

大森委員長 では、概算要求もお願いします。

山本北方対策本部参事官 北対協の 19 年度の予算概算要求状況につきまして、資料 8 で御説明をいたします。

資料 8 をごらんいただきますと、1 つ目が「一般業務勘定」、裏にいきますと「貸付業務勘定」でございます。

「一般業務勘定」の方は、要求は6億8,900万ということになっております。基本的には、平成18年度の事業経費について見直し等を図った上で、運営費交付金の算定ルールに基づいた積算をしているところでございます。

後ろのページにいていただきまして、その関係でのいわば新規と申しますか、増額新規の分の御紹介ですが、1つは「北方領土返還要求運動都道府県民会議統一行動事業」ということで、この県民会議の活動強化、国民世論のさらなる盛り上げという観点から、強調月間期間中の懸垂幕の掲出の数を増やす。こういったことの増額要求を考えているところでございます。

もう一点は、インターネット啓発が重要だという御指摘があるわけですが、その中でも動画の配信というようなことに着手して新たなコンテンツをつくって若い層、青少年などに啓発効果を高めたいという要求をしております。これは要求でございまして、今は11月ですので大変今、厳しい状況に置かれているのが正直なところでございます。

ii番の「貸付業務勘定」につきましては2億3,000万の要求になっておりまして、長期借入金の利子補給費と、それから貸付業務管理費補給金の方は退職者1名分等がありまして若干増加を要求している状況でございます。

大森委員長 以上のことについて、何か御質問がございますか。

理事長のお話は、多分独法は政策ではなくて実施を担当するという政府全体の区分けになっていまして、今後北方対策本部あるいは内閣全体でしようけれども、この問題をどういうふうにお考えになるか。それがどういうふうに関画に反映していくのか。その背景の御説明だったと承りますので、私どもとしてはこの計画に基づいて実施が行われるかどうかという検討をしているのですけれども、理事長のお心持がよく伝わってきましたので念頭には置きますが、それについて私どもが何か判断する立場にないと思います。

最終的には政策問題でして、実施を担当している方々から行政判断がいかに関画の方へ反映するか。この仕組みそのもの持っている特色をどうやって生かしていただくことになるかと、私はそもそもから懸念してございまして、政策と実施がそんなに簡単に離れるわけではないでしょう。この事態になれば、どういうふうに関画が全体の政策をお考えになるのかということではないかと承っています。本日は承りましたので、この件についてここで何か議論するということはございませぬけれども、お聞きしましたということだけ申し上げます。

それで、実は8月に北対協は1年前倒して組織業務の見直しをすることになっていまして、8月の段階で一応当評価委員会につきましては議論させていただいたのですが、その後、内閣府と総務省等で折衝が行われているように聞いています。したがって、本日それが行われた以降の現在の見直し案や情勢について簡単に御報告いただいて若干意見の交換をいたしましょう。それでは、よろしく願いいたします。

山本北方対策本部参事官 前回の8月28日のこの評価委員会で、当初の見直し案というものの御説明をしたところでございます。その際には、復習になりますけれども、私ども

から総務省に対して提出したところでは、主な内容としては社会経済情勢の変化に応じた一部資金の在り方を検討するとか、リスク管理債権の削減のための融資条件の変更、それから先程も出ておりましたが、人員2名の削減、組織財務の在り方を検討する。そして、人件費を除く一般管理費を削減するというような中身について出していききたいというお話をさせていただきました。

そこで意見をまとめた際にこの会議の場でお話ございまして、最終的には委員長名で私どもの方に文書をいただいております。すなわち、国の行政改革の一環として北方領土問題対策協会の業務・組織全般の見直しが実施されるに当たっては、今般の捕事件等により北方領土への国民の関心が高まっていること、地元道民の複雑な感情も勘案し、法人の設立目的や融資制度について、より一層の理解を求めていくこととし、これらを踏まえた見直し当初案の提出をされることを望みたいということでございまして、これを私どもとして踏まえて当初見直し案ということで提出を総務省の方にいたしました。

そして、その後、9月8日に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の方で、内閣府の方からその案について説明はいたしました。その際の指摘事項を一言で申し上げれば、一部資金の在り方の検討と言っても具体的ではないのでよくわからない。もうちょっと具体的に何とかならないかとか、あるいは貸付事業についてはほかの機関ではできないのかとか、こういった御指摘がそのときはございました。また、その後、内閣官房の行革事務局が事務局をしております行政減量化効率化有識者会議の方でも幾つかの法人について随時ヒアリングをされているわけですが、北対協についてはそちらの方には特に今のところお呼びがかかっておりません。

そういうことを踏まえつつ、今、全体を事務局とも言うべき総務省の行政評価局、そして内閣官房の行革事務局さんの方と、向こうは向こうで委員の皆さんの指摘事項などを踏まえているいろいろ事務的にキャッチボールがずっと続いている。今日は、その途中の状態になっているということでございます。

それで、その途中の状態なんですけれども、口頭ですらざらとお話するのもしがなものかと思いましたので、資料9というものを用意させていただきました。

資料9は大変恐縮でございますが、北方対策本部名にしてありまして部局限りのペーパーという形にとりあえずなっておりますが、今までの折衝を踏まえると、私ども部局としては現時点では見直し案は最終的にこの程度に落ち着けばいいのではないかという趣旨のことを書いてございます。

第1に「貸付業務の見直し」ですが、もともと1年前倒しになった最大の原因がこの貸付業務をしている法人ということで、ここが一番議論の中心なのでございますが、平成20年度から24年度までの次期中期目標期間において法人資金の貸付を停止する。それからまた、住宅新築資金は同期間中にその改廃の在り方について関係者の同意を得つつ、主務官庁が方針を検討する。北対協においては、当該方針に従って可能な限り速やかに措置を講ずることとするとなっております。この下にかぎ括弧でごちゃごちゃと書いてござ

いますが、実は住宅新築資金についてどうすべきかということが結構議論の俎上に上って
いたわけでありまして、5年以内に直ちに廃止するというのが難しいかなということが
ここに説明してあります。

はいまだ需要が少なくないこと。それから ですが、議員立法の動きがございまして、
これはむしろこれまで融資を受けられなかった方への資格拡大ということで、自民党に限
らず超党派の動きになりそうな動きに今なっております。また、住宅資金を即廃止する
ということは、この北対協の財務状況にとってどういう影響があるか、いろいろな角度から
なお見極める必要があるという議論がございまして、そういったことを踏まえて住宅新築
資金の改廃の在り方を今後検討するという具合で落ち着かないかということが書いてござ
います。

あとは、一番下の2行でございまして、貸付資金のメニューの整理及び生活・更生資金
等の貸付条件の厳格化について19年度中にも実施するというので、この辺も更にもう少
しできないかとか、いろいろと御指摘を受けているところではあります。

第2の「国民世論の啓発業務、調査研究等の見直し」についてはここに書いてあると
おりでございまして、啓発業務についてはできる限り定量的な目標を立て、評価委員会に
よる評価に基づき、成果の低い事業、あるいは評価の必要性の低下した事業については積極
的に見直します。また、調査研究業務についても、より活用できるようにということを検
討していきたいというようなことが書いてございます。

第3でございまして、「効率的かつ効果的な法人運営」ということで、次期中期目標期間
中には現在19名いるところを17名ということが決まっております、そのために一般業
務勘定、貸付業務勘定に分かれている収入構造のところをいろいろ見直しをして改善して、
よりよい運営になることを目指したい。

あとは、人件費以外の一般管理費につきましても札幌事務所の移転、それから日常の俵
約によって節減をしていくというようなことを考えたいということを書いてございます。
ただ、いずれにしても独立行政法人になる際にも全部の独法の中で一番小さい独法とい
うようなこともございまして、人件費の部分の大幅な削減は免除してもらっていたとい
うような経緯もあつたりしまして、なかなか次期中期目標期間中でも余り大きな削減率を達成
する措置はないかということを書かせていただいております。いずれにしましても、この
くらいの方向に収まるように努力はしたいという趣旨のペーパーでございまして。

なお、これは事務的にもいろいろとまだ途上でございまして、この後、最終的には総務
省の評価委員会から勧告の方向性というものが出来てまいりまして、それを踏まえて私ども
としては11月末になると言われておりますが、見直し案というものを。そして、それを
踏まえた上で最終的には12月の下旬に政府の行革本部で方針が決まるという過程になっ
ているところでございまして。以上でございまして。

大森委員長 ありがとうございます。このようなことだそうでございまして、何か御
質疑はございますか。

分科会長の御意見は、ほぼこれについては御存じで、こういう方向ではないかとおっしゃっていますか。

山本北方対策本部参事官 今日欠席されておりますが、説明してあります。

大森委員長 何かございませんでしょうか。

それでは、今のような御説明だそうですが、今ちょっと御説明の中にございました今後なのですけれども、私がお聞きしていますのは今月半ばには今、総務省にございます政策評価・独立行政法人評価委員会から勧告の方向性が出されるのだそうでした、それを受けて主務大臣が見直し案を提出して、12月中には政府案が決定されるという段取りだそうです。今までのいろいろな御議論を踏まえていただいて、内閣府の方で最後に詰めていくということになると思いますので、恐縮ですけれども、今後につきましては内閣府の方に一任する以外に手がないので、私どもとしてはそういうふうにしてよろしいかどうか、私から皆様方にお諮り申し上げたいと思いますけれども、今後につきましては内閣府の方に一任するという御了承を得られるでしょうか。こちらの意向は十分伝えられていますので、それで頑張ってくださいなのですが、全体として総務省の方も相当厳しい態度ですから、若干の詰めが残っているやに伺っていますので、そうさせていただければと思っております。

なお、決定されました政府案につきましては、今後個別に各委員の先生方に事務局から周知徹底していただくようなことになるものと承知しております。このようなことでよろしゅうございますか。

では、そういうふうにさせていただきます。御苦勞様でした。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(北方領土問題対策協会退室・駐留軍等労働者労務管理機構入室)

大森委員長 それでは、この上半期の執行状況と19年度の概算要求について、かいつまんでお話を伺いますが、その前に理事長からごあいさつがございます。

嶋口駐留軍等労働者労務管理機構理事長 簡単にさせていただきます。日ごろ評価委員会の皆様におかれましては、私ども労務管理機構に対しまして御熱心な御指導ありがとうございます。この機会に、改めて御礼申し上げたいと思います。

いろいろございますけれども、時間が限られておるようでございますので、本日の出席者を紹介させていただきます。

理事の原澤でございます。

企画室調整部長の田中でございます。

説明は、理事の原澤からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

原澤駐留軍等労働者労務管理機構理事 それでは、時間の制約もございますので、主要な事項について御説明いたしたいと思っております。

当機構は今中期期間、18年4月1日から22年3月31日まででございますが、その中期期間の目標といたしまして、前中期目標期間末の17年度末の人員数に対して今中期目標期

間の期末、平成 22 年度までに 20%、約 80 名に相当しますが、その人員削減を行うこと。それから、前中期の目標期間の最終年度、17 年度に人件費を含む機構運営関係費について今中期目標期間の最終年度までに 15% 縮減を図るということが定められております。

平成 18 年度におきましては、人件費につきましては年度当初に常勤職員数 16 名の削減を実施しまして、おおむね 4 % の経費を抑制したところでございます。物件費につきましても一括購入及び割引制度の需要によって経費の節減等を実施したことによりまして、おおむね 2 % の経費の抑制を行ったところでございます。

当機構といたしましては、平成 19 年度以降も今中期目標を着実に実施していくために、本年 5 月に「組織・業務見直し検討委員会」というものを本部に設けまして業務の集約化、それからアウトソーシングの活用等による組織及び業務の見直しに関して鋭意検討を進めているところでございます。

お手元に配布いたしました資料のとおり、いまだ検討中の段階で上半期までにどこまでとはなかなか申し上げにくい状況ではございますが、いずれにいたしましても本年度中に今中期目標期間における業務運営体制の見直しに関します構想、それから 19 年度の計画を作成することとしているところでございます。

なお、支部の統廃合につきましては関東、中国、沖縄の 3 地区につきまして、駐留軍等労働者に対するサービスの低下を来さないということをまず第一にして鋭意検討しているところでございます。

それから、サービスその他業務の質の向上についての関係でございますが、まず募集につきましては携帯電話による募集が可能となるよう、応募システムを構築しております。それから、沖縄におきましてはインターネットを利用した事前募集を通年で実施することとしているほか、秋季追加募集を変更いたしまして、試行的にはございますが、本年 10 月から平成 19 年 3 月までの各月の上旬 1 週間に限りまして受付業務を行うこととしております。

それから、関東地区におきます募集方式につきましては、在日米軍による直接募集を国と連携を図りつつ、公共職業安定所や機構のホームページ等を通じまして募集することにつきまして、在日米軍と鋭意調整を重ねているところでございますが、海軍の一部につきましては既に本年 8 月から機構による募集を実施しているところでございます。

最後に福利厚生関係でございますが、駐留軍等労働者に貸与している制服、作業着、靴類等は日米間で合意している「制服等仕様書」を基本として発注しているところでありますが、仕様の類似した製品も多数存在しております。それで、現在各支部の発注時の仕様書について見直しを行っているところでございます。

それから、現在在日米軍の再編が進められています。これに伴いまして、駐留軍等労働者の移動も当然行われることになることと我々は考えておりますが、現在のところまだ具体的な計画は何も定まっておられません。当機構といたしましては、こうした対応について速やかに対応できますように、駐留軍等労働者の各種データを整理して、いつでも対応できる

ようにしているところでございます。

大変駆け足になりましたが、以上が上半期の主な執行状況でございます。

大森委員長 それでは、予算の方をお願いいたします。

井口防衛施設庁労務管理課長 防衛施設庁の井口と申します。よろしく申し上げます。それでは、労務管理機構の19年度予算の概算要求の状況について御説明いたします。お手元の資料の12でございます。

まず要求でございますけれども、中期計画に定められた運営交付金の算定ルール、人件費についてはマイナス4、物件費についてはマイナス2ということで算定しております。人件費は19年度要求額26億3,000万、対前年度8,600万円の減、伸び率といたしまして3.2%の減でございます。物件費につきましては、同じくルール方式でマイナス2%ということで8億9,300万円、対前年度1億1,800万円、2%の減ということでございます。

それから、基地従業員関係費でございますが、これは6億8,000万円、対前年度同額でございます。

合計42億400万円、対前年度1億400万円、2.4%の減でございます。以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。この2件について何か御質問はございますか。

これは今日の私どものテーマではないのですけれども、国会で何か審議が行われ始めていまして、もし省ということになると内閣府から防衛省に変わるのではないかと思います。そうすると、所管替えが起こることになるのでしょうか。

井口防衛施設庁労務管理課長 そうだろうと思います。

大森委員長 そうでしょうね。所管替えになるのでしょうかね。この評価の委員会の継続性とか、何かについても少しいろいろ検討に入らなければいけないでしょうね。

大澤防衛施設庁労務調査官 基本的には今、委員長がおっしゃったように、それぞれの府省でつくるということでございますので、防衛省になれば防衛省で評価委員会を立ち上げることが必要になるかと思えます。

大森委員長 私としては喜ばしい事態ではないかと思っています。その際にはいろいろと委員の先生方に事務局から御相談申し上げることになると思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしければ以上にさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(駐留軍等労働者労務管理機構退室)

大森委員長 それでは、今後のことについて事務局の方から申し上げます。

豊田政策評価広報課長から、資料13に基づき説明

大森委員長 では、以上でございます。

長い時間ありがとうございました。